

本号で公布された条例のあらまし

◇特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（令和3年香川県条例第20号）

- 1 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県情報公開条例及び香川県公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例（令和3年香川県条例第21号）

- 1 デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）の制定による総務省設置法（平成11年法律第91号）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年香川県条例第22号）

- 1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の制定による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の廃止に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、規則で定める日から施行することとした。

◇香川県防災対策基本条例の一部を改正する条例（令和3年香川県条例第23号）

- 1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正により、災害時における避難勧告及び避難指示が避難指示に一本化されたこと、市町の個別避難計画作成が努力義務化されたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年香川県条例第24号）

- 1 道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第329号）の制定による道路構造令（昭和45年政令第320号）の改正により、歩行者利便増進道路の構造に関し参酌すべき基準が定められたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和3年香川県条例第25号）

- 1 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）の改正により、旅客特定車両停留施設の構造に関し参酌すべき基準が定められたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県流域下水道の構造の技術上の基準等に関する条例及び香川県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年香川県条例第26号）

- 1 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の制定による下水道法（昭和33年法律第79号）の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県議会情報公開条例の一部を改正する条例（令和3年香川県条例第27号）

- 1 デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）の制定による総務省設置法（平成11年法律第91号）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。